

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2 保育の実施上の配慮事項 (1) 保育に関わる全般的な配慮事項</p>	<p>オ 表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。 (ア) ねらい ① いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ② 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ③ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。 (イ) 内容 ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ② 保育士と一緒に歌ったり、簡単な手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。 ③ 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、楽しんだりする。 ④ 生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。 ⑤ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 ⑥ 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。 ⑦ いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。 ⑧ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。 ⑨ かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。 ⑩ 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。</p> <p>保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。 ア 子ども達の心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。 イ 子ども達の健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。 ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。</p>	<p>○感動の経験を伝えたいという気持ちを育てること ○伝え合い、共有することから表現が展開していく</p> <p>○乳幼児の素朴な表現や想像力、創造性を受け止める。共に楽しむ ○保育士等の声や自然の音などの音環境の重要性 ○聴く力 ○イメージを豊かにすることの大切さ ○子どもの豊かな発想や工夫を最大限生かしていくこと ○様々な素材や道具、用具、自由に伸び伸びと活動できるスペース、環境設定 ○様々な音、色、手触り、動き、味、香りなどを体験する。それらを環境構成する。</p> <p>○発達過程区分ごとの細かな配慮事項については解説書で説明</p> <p>○「実態」「個人差」…様々な状態、状況の子ども（障害のある子ども、病児病後児、長時間保育の子ども等）への配慮含む→4章との関連</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(2) 乳児保育に関わる配慮事項	<p>エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的な対応を行い、子どもが安定感を得て、次第に主体的に保育所の生活に適應できるようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないように配慮すること。</p> <p>オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。</p> <p>カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮すること。</p>	<p>○年度途中入所や新入所児とその保護者への配慮</p> <p>○子どもの人権、子どもの権利等への配慮 →1章「総則」7章「職員の資質向上」との関連</p>
	<p>ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p>イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるようにすること。</p> <p>ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第5章（健康及び安全）に示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。</p> <p>オ 担当の保育士が変わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p>	<p>○乳児の定義について（おおむねⅠ期、Ⅱ期…の説明）</p> <p>○乳児保育、産休明け保育への配慮</p> <p>○保健的対応・医療との連携について</p> <p>○感染症、SIDSの予防について</p> <p>○応答的対応による愛着の形成</p> <p>○育児や生活に対する保護者の不安や戸惑いを受け止め適切にアドバイス。特に第一子の子育ての場合には丁寧な対応が必要</p> <p>○無理なく徐々に慣れる</p>
(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項	<p>ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。</p> <p>イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。</p> <p>ウ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びを取り入れること。</p> <p>エ 子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。</p>	<p>○免疫がきれて感染症に罹患しやすい</p> <p>○早期に適切に対応する</p> <p>○幼児食へのスムーズな移行や好き嫌いへの対応を丁寧に無理なく行う</p> <p>○排泄の自立は個人差を考慮し家庭との連絡を密にして行う</p> <p>○様々な姿勢や動きをとりながら体を十分動かすことを楽しめるようにする</p> <p>○手や指を使う遊具や環境を用意する</p> <p>○自己主張と依存を繰り返して成長する</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項</p>	<p>オ 情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動が促されるようにすること。</p> <p>カ 担当の保育士が変わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。</p> <p>ア 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。</p> <p>イ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮すること。</p> <p>ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。</p> <p>エ けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。</p> <p>オ 生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気付き、自ら判断して行動できるよう配慮すること。</p> <p>カ 自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>キ 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにすること。</p> <p>ク 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫をこらして自由に表現できるよう、保育に必要な材料をはじめ、様々な環境の設定に留意すること。</p> <p>ケ 保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p>	<p>○情緒の安定が基盤となること</p> <p>○子どもが自尊感情や自信を持つことの重要性</p> <p>○生活習慣を身につけ、生活に必要な事柄を理解し、選択し、子ども自らが生活していくことの重要性</p> <p>○活動のスペースや環境づくり</p> <p>○戸外で遊ぶことの大切さ</p> <p>○子どもにとってのけんかの重要性</p> <p>○葛藤経験の大切さ</p> <p>○友達の存在の大きさ</p> <p>○きまりを理解する</p> <p>○自然との触れ合い、関わりの重要性</p> <p>○からだ～直接経験を通して、様々な感性、思考力、認識力などが育つ</p> <p>○科学する心／学習の基盤</p> <p>○伝え合うこと心を通わせることの大切さ</p> <p>○協同的学びや遊び、活動の大切さ</p> <p>○小学校や放課後児童クラブなど、保育所生活からのつながりや連続性を大事にする</p> <p>○生涯にわたる生活や学習の基礎となる乳幼児期の経験や保育所保育の重要性</p> <p>○小学校教育へのつながり →4章との関連</p>

第4章「保育の計画及び評価」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第4章 保育の計画及び 評価</p>	<p>保育所は、第1章（総則）に示された保育の目標を達成するために、全体的な「保育計画」及びこれを具体化した「指導計画」から構成される保育の計画を作成しなければならない。</p> <p>保育の計画は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。</p> <p>また、保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならない。</p>	<p>○保育の計画・評価・改善の重要性について</p> <p>○保育の計画・保育計画・指導計画の位置づけとその説明</p> <p>○「柔軟」「発展的」「一貫性」等の具体的説明</p>
<p>1. 保育の計画 (1) 保育計画</p>	<p>ア 保育計画は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、第2章（子どもの発達）に示された子どもの発達過程を踏まえ、前章（保育の内容）に示されたねらい及び内容が達成されるよう、作成されなければならない。</p> <p>イ 保育計画は、地域の実態、子どもや家庭の状況、保護者の意向、保育時間などを考慮して作成されなければならない。また、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って保育するよう配慮して作成することが重要である。</p>	<p>○保育計画の内容等についての説明</p> <p>○施設長の責任の下に保育計画を作成すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」、第3章「保育の内容」と指導計画との関連</p> <p>○保育計画作成の留意点</p>
<p>(2) 指導計画</p>	<p>ア 指導計画の作成 指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 保育計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>(イ) 子ども一人一人の発達過程や状況を踏まえて保育すること。</p> <p>(エ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。</p>	<p>○年、期、月などの長期的な指導計画と週、日などの短期的な指導計画の具体的内容 と役割等について</p> <p>○「保健計画」「食育の計画」「個別支援計画」なども指導計画に位置付けて策定すること</p> <p>○子どもの個人差の具体的内容説明</p> <p>○環境構成と子どもの活動について</p> <p>○生活の連続性を考慮すること</p> <p>○季節感や地域の特性、伝統文化などを保育に取り入れる。</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項</p>	<p>(エ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。</p> <p>イ 指導計画の展開 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>(イ) 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。</p> <p>(ウ) 子どもが主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>(エ) 保育士等が、一人一人の子どもの姿や環境への関わり、保育の過程などを把握し、記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しや改善を図ること。</p> <p>指導計画の作成に当たっては、第2章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 発達過程に応じた保育</p> <p>(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(ウ) 異年齢で構成される組やグループで保育を行う場合においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成などができるように配慮すること。</p>	<p>○子どもの主体的活動を大切にすること 等</p> <p>○職員の協力体制づくり</p> <p>○様々に変化する子どもの活動と計画の展開の有り様について</p> <p>○保育士の「多様な関わり」の説明</p> <p>○保育の記録の重要性、記録のとり方、ITの活用と記録の生かし方等について</p> <p>○保育の過程を大切に柔軟に対応すること</p> <p>○第2章「子どもの発達」3章「保育の内容」との関連</p> <p>○3歳未満児の指導計画について 個別指導計画の必要性。一日24時間の生活が連続性を持って送れるように家庭との連携を密にすること</p> <p>○3歳以上児の指導計画について 個と集団の育ちに配慮すること</p> <p>○異年齢保育の指導計画について</p> <p>一人一人の子どもの状態や生活、経験等への配慮</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>イ 長時間にわたる保育 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p> <p>ウ 障害のある子どもの保育 (ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、個別の支援計画を作成するなどの適切な対応を図ること。 (イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。 (ウ) 家庭との連携を密にし、保護者の意向を受け止めて、適切に対応すること。 (エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。</p> <p>エ 小学校との連携 (ア) 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。 (イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。</p> <p>オ 家庭及び地域社会との連携 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。</p>	<p>○長時間保育についての具体的配慮事項の説明</p> <p>○障害児保育について 具体的な実践や配慮事項を説明</p> <p>○個別支援計画について</p> <p>○職員の連携体制</p> <p>○家庭との連携</p> <p>○特別支援学校、保健所等、療育機関、専門機関との連携</p> <p>○小学校との連携・望ましい接続等について 具体的な取組や課題について等</p> <p>○小学校へ送付する資料に盛り込む事項、留意点等</p> <p>○個人情報の取り扱い</p> <p>○放課後児童クラブとの交流</p> <p>○第3章「保育の内容」、第6章「保護者に対する支援」等との関連</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 保育の内容等の自己評価</p> <p>(1) 保育士等の自己評価</p> <p>(2) 保育所の自己評価</p>	<p>ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程への関わりなどに十分配慮すること。</p> <p>(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育計画及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。</p> <p>(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。</p>	<p>○保育の記録と考察、反省</p> <p>○自己評価に関する留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目を設定すること ・目に見える子どもの姿や活動の結果だけでなく、目に見えない子どもの状態や、活動に取り組むプロセスを大切にする ・職員相互の理解、チームワーク ・互いの保育の良さを認め合う <p>○外部評価（第三者評価等）、監査等との関連</p> <p>○評価・公表の実施に当たっての留意事項</p> <p>○自己評価の意義</p> <p>○自己評価ガイドラインの作成</p> <p>○保護者や地域住民の意見聴取の在り方助言機関（助言機関の設定等）</p> <p>○必要に応じて保育の学識経験者、保育関係者等の意見、助言の聴取</p> <p>○意見聴取の意義</p> <p>○児童福祉施設最低基準第36条 「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」</p>

第5章「健康及び安全」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第5章 健康及び安全</p> <p>1. 子どもの健康支援</p> <p>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>(2) 健康増進</p>	<p>子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第1章（総則）、第3章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を実施しなければならない。</p> <p>ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。</p> <p>ウ 子ども心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村、又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>ア 子ども健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p> <p>イ 子ども心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>○一人一人の子どもの健康・安全</p> <p>○保育所全体の健康・安全</p> <p>○生活や遊びを通して、一人一人の子どもが丈夫な心と体をつくる</p> <p>○養護と教育の一体的取り組み</p> <p>○健康状態、発育・発達の把握に精神や運動機能の把握が含まれることを説明</p> <p>○登所時の保護者からの聞き取り、観察、連絡帳などでの確認、引継ぎの徹底等</p> <p>○子どものかかりつけ医の把握</p> <p>○虐待への対応の留意点（「児童虐待の防止等に関する法律」について）</p> <p>○子どもの心身の状態、言動、服装等などに留意する</p> <p>○要保護児童対策地域協議会との連携</p> <p>○関連事項（◎他の章に盛り込む事項）</p> <p>◎乳児保育（第3章）・障害児保育（第4章）への配慮</p> <p>○保健計画に盛り込む事項</p> <p>例・保育計画に位置づけ、全職員で子どもの健康増進を図っていくこと</p> <p>・発達に応じた配慮（幼児の睡眠への配慮、排泄等）</p> <p>・季節等に応じた配慮（健診、紫外線の予防等）</p> <p>・入所予定の子どもの健康状態や疾病等の有無を把握し入所後の保育に適切に反映すること</p> <p>・健康記録簿の活用</p> <p>・母子健康手帳の活用及び守秘義務</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(3) 疾病等への対応	<p>ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、保護者に連絡するとともに、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。</p> <p>ウ 子どもの疾病や不時の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。</p>	<p>○保健的対応の意味内容及び与薬、医療的ケアの取扱</p> <p>○学校保健法での指定伝染病等への対応 例：学校保健法で指定されている伝染病として定められている感染症（学校伝染病）に罹った子どもが保育所に再び通い始める時期は、その出席停止期間を基本とし、子どもの回復状態に応じて、他の子どもへの感染の防止が図られるよう、嘱託医や子どものかかりつけの医師などの意見を踏まえ、保護者に指導すること。また、学校伝染病に定められていない感染症については、嘱託医などの指示に従うこと。</p> <p>○病児・病後児保育への対応 例：体調不良の子どもや病気回復期の子どもに対する保育を実施する場合には、嘱託医や地域の医療機関の協力の下に、保健師又は看護師等を配置し、他の子どもと離れた専用場所で行うことが望ましいこと</p>
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理		
(1) 環境及び衛生管理	<p>ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、保健的環境の維持及び向上に努めること。</p>	<p>○保育環境を職員全員で整備、向上させること</p> <p>○手洗いの重要性</p> <p>○動物の飼育、食育実践での調理体験などへの配慮</p>
(2) 事故防止及び安全対策	<p>ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p>	<p>○事故防止、災害対応、危機管理等の留意点</p> <p>○事故防止マニュアル、安全点検表（施設、設備、遊具、用具、散歩経路や公園等）、健康安全に関わる指導計画などの作成・活用</p> <p>○避難訓練計画、役割分担の確認、緊急時の対応の徹底等</p> <p>○家庭や地域との連携の重要性、保護者への説明、子どものけがなどへの適切な対応。</p> <p>○精神保健面の重要性</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
3. 食育の推進	<p>保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。</p> <p>(1) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。</p> <p>(2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育計画及び指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。</p> <p>(3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。</p> <p>(4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合には、専門性をいかした対応を図ること。</p>	<p>○第3章「保育のねらい及び内容」との関連</p> <p>○「食育基本法」</p> <p>○「保育所における食育に関する指針」の活用</p> <p>○食育の視点からの、栄養士や調理員によって作られた食事等の物的環境と他の子どもとのかかわりや保育士により安定した人的な環境を適切に構成することの重要性</p> <p>○保育の内容の一環として、安心・安全な食事とおやつの場合を中心に、生活と遊びを通して、養護的側面と教育的側面を一体的に行うことの意義</p> <p>○第4章「保育の計画」との関連</p> <p>○保育計画との連動性、柔軟で組織的・発展的な計画の意義</p> <p>○第6章「保護者への支援」との関連</p> <p>地域の子育て家庭への食に関する相談・支援</p> <p>○食物アレルギーについての正しい知識と適切な対応</p> <p>○好き嫌いなどに対し子どもの発達や経験を配慮した個別対応</p>
4. 健康及び安全の実施体制等	<p>健康及び安全に関わる事項は、専門的な知識、経験、保護者の理解と協力等を要することにかんがみ、その効果的な実施のため、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 施設長の責任の下に、年間を通じて計画的に展開するために、全職員が連携、協力して行うこと。</p> <p>(2) 取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整の業務について、専門的職員が担当することが望ましいこと。栄養士、看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかして業務に当たること。</p> <p>(3) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について周知に努めること。</p> <p>(4) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p>	<p>○以下の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、栄養士、調理員、嘱託医らの連携・協力 ・保健師又は看護師、栄養士などの専門的職員が置かれる場合には、その職員が担当又は分担すること ・嘱託医、保健師・看護師、栄養士の担当すべき業務 ・保護者に周知すべき事項 ・地域の専門機関と連携協力すべき事項 <p>○嘱託医、地域の医療機関、療育機関、保健センター、保健所、児童相談所、警察、消防署、関連産業など地域の関係機関と十分連携・協力を図る。また、子どもの保育を通して小学校との連携をすすめる。</p> <p>○地域の様々な保健活動の情報提供や関わり</p> <p>○乳児（1. 6）健診・3歳児健診、その結果の活用</p>

第6章「保護者に対する支援」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
第6章 保護者に対する支援	<p>保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性をいかした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第1章（総則）に示されているように、その特性をいかし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。</p>	<p>○関連する法令及びその意義を説明 （児童福祉法第18条の4・同第48条の3、児童福祉施設最低基準第36条等）</p> <p>○次の事項を解説で説明 ・「支援」の意味内容 ・保育所の特性の意味及び特性を生かした子育て支援の今日的意義 ・地域社会の様々な資源とそれらとの連携、協力について ・保護者同士の交流や親子の関わり、地域の人との関わりを促し、つなげていく。 ・災害時等における保育所の役割。地域や保護者とともに子どもの生命と生活を守り支えること。</p> <p>・「養育力」の意味内容 及びその向上の意義 ・「相談」「援助」と「保育指導」の意味内容</p> <p>○保育指導の内容及び方法（ソーシャルワーク技術等を含む）を説明</p> <p>○保護者懇談会や保育参加、行事や親子の遊びなど保育所の特性や環境を生かすことの具体的内容を明記</p> <p>○関係機関との連携の意義及びその内容・方法を説明 児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健センター、教育委員会等</p> <p>○地域における保育に関する情報の熟知及びそれを提供する役割の意義及び地域の保育資源と連携すること、活用することの意義を説明</p> <p>○子どもの通常保育と一体に行われる保護者に対する支援の内容及び方法を説明。特に集団的、個別的相談・援助の機会における関わりの重要性を説明</p> <p>○保護者のニーズに応じた多様な保育サービス（延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等）の内容及び留意点を説明</p> <p>○保護者への日々の保育の意図を説明する努力（保育のねらいや内容、子どもの発達、健康、食事、けんか等友達との関わりの中で育つことについて）</p>
1. 保育所における保護者に対する支援の基本	<p>(1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。</p> <p>(2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。</p> <p>(3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在すること等の保育環境など、保育所の特性をいかすこと。</p> <p>(4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。</p> <p>(5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の意向を受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。</p> <p>(6) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。</p>	
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援	<p>(1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。</p> <p>(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>(3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間</p>	

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>3. 地域における子育て支援</p>	<p>の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。</p> <p>(4) 子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所等に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。</p> <p>ア 地域の子育ての拠点としての機能</p> <p>(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）</p> <p>(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施</p> <p>(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進</p> <p>(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供</p> <p>イ 一時保育</p> <p>(2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。</p> <p>(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。</p>	<p>○家庭とのパートナーシップ</p> <p>○法令（児童虐待の防止に関する法律、発達障害者支援法及び社会福祉法等）に基づき、保育所が行わなければならない対応について説明</p> <p>○様態に応じた個別的な援助の内容及び方法について説明</p> <p>○地域における子育て支援の基本的留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の知識、技術を活用した子育て支援（例：親子遊び、離乳食作り、食に関する体験等） ・地域の保護者が安心して利用できる環境、態度、心がけ ・保育ソーシャルワークの原理（保護者の話の受容、自己決定の尊重、個人情報取扱） ・要保護児童対策地域協議会 <p>○子育て支援の各取組の意義及び留意点の説明</p> <p>○保育所における相談や援助の特性等を踏まえ、また、子育て支援事業（児童福祉法第21条の9）との連携等に十分留意して行うこと。</p> <p>（保育所で取り組むことがふさわしい活動と他の機関などで取り組むことが望ましい活動があること等）</p> <p>○保育所の行う一時保育の意義・留意点についての説明</p> <p>○保育所で取り組むことが</p> <p>○地域の保育資源（つどいの広場、家庭的保育（保育ママ）、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等）との連携や活用の意義</p> <p>○地域の子育て支援の発展型取組として、地域の機関や団体と連携した活動（例：出産前の妊婦に対する支援、困難な状況を抱える家庭への訪問等）の意義、方法、留意点等</p> <p>○子育て、保育に関わる様々な人や場をコーディネートする</p> <p>○要保護児童対策地域協議会への積極的参画 等</p>

第7章「職員の資質向上」

	指針に盛り込むことが考えられる事項	
<p>第7章 職員の資質向上</p> <p>1. 職員の資質向上に関する基本的事項</p> <p>2. 施設長の責務</p>	<p>第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員集団の専門性の向上を図ることが求められる。</p> <p>職員の資質向上に関しては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>（1）子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。</p> <p>（2）職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門的知識及び技術などを高めていくとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが、保育所全体の保育の質の向上につながること。</p> <p>（3）職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を基盤として自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。</p> <p>施設長は、保育の質の向上のために、次の事項に留意するとともに、職員の資質向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>（1）施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。</p> <p>（2）第4章（保育の計画及び評価）の2の（1）（保育士等の自己評価）及び（2）（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制をつくること。</p>	<p>○保育所の質の向上 ○職員集団の質の向上 ○一人一人の職員資質の向上</p> <p>○保育所に求められる今日的役割について ・保育の専門性とともに対人援助職としての専門性 ・マネジメント力 等</p> <p>○職員の資質向上、自己研鑽の意義、目的</p> <p>○職員の資質向上の基盤となるもの</p> <p>○職員一人一人の資質向上と保育所全体の資質向上 ○職員の協働、チームワークの重要性 ○カンファレンスやケース会議などの必要</p> <p>○職員の仕事への意欲、モチベーションを高める</p> <p>○保育所の機能及び質の向上と施設長の役割・リーダーシップ ○施設長の職務とその専門生の向上</p> <p>○職員体制、研修等の確保のための創意工夫</p> <p>○施設長として求められる資質の内容</p> <p>○評価、自己評価との関連性 ○計画→実践→評価→改善のサイクルの重要性 ○職員の共通理解に基づくチームワークの重要性</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
3. 職員の研修等	<p>(3) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。</p> <p>(1) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持並びに向上に努めなければならない。</p> <p>(2) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。</p>	<p>○体系的な研修内容（施設長、保育士等）やその意義</p> <p>○人材育成の視点</p> <p>○主任保育士等の協力による保育所の研修システムづくり</p> <p>○職員全員の研修の意義及び必要性の共通理解</p> <p>○職員一人一人の経験や課題等に応じた（階序性、継続性をもたせた）研修機会の確保</p> <p>○所内研修充実のための方法・方策・留意点</p> <p>○外部の資源の活用（専門家、専門機関等との連携、保育補助者の確保等）</p> <p>○実習生やボランティアの受け入れ等について</p> <p>○学び合う土壌作り</p> <p>○児童福祉施設最低基準第7条の2 「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」</p>